

## 森林整備業務における優良業務施工業者を対象とした 条件付き一般競争入札実施要領

### 第1条（目的）

この要領は、神奈川県が実施する森林整備業務において、森林整備業者の健全育成を図るとともに、優れた森林整備業者を評価し、優良業務の施工件数の増加と良質な森林整備業務の実施を目的に実施する優良業務施工業者を対象とした入札を適正かつ円滑に行うため、「森林整備業務における条件付き一般競争入札の実施について（平成27年3月27日森第247号水・緑部長通知）」別紙1（4）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### 第2条（優良業務施工業者を対象とした森林整備業務の入札の実施）

優良業務施工業者を対象とした森林整備業務の入札（以下、「優良入札」という。）は、「神奈川県森林整備業務成績評定要領（平成18年4月1日施行）」による評定結果が80点以上の業務（以下「優良業務」という。）を発注した機関（以下「発注者」という。）において、条件付き一般競争入札の方法により実施するものとする。

なお、優良業務には、水源林管理委託業務の評定結果のうち、森林整備業務分の評定結果が80点以上の業務を含むものとする。

### 第3条（優良入札の発注件数）

優良入札の実施件数は、発注者において、一会計年度で、2件以上を原則とするものとする。なお、森林整備業務の入札実施件数が10件未満の機関においては、この限りでない。

2 優良入札の年間実施件数の上限は、森林整備業務の入札実施件数の2割程度とする。

### 第4条（優良入札の入札参加可能者数）

優良入札の参加可能者数は、原則として「神奈川県物品調達・委託契約条件付き一般競争入札参加要件設定基準」第5条第2項に定める数とする。

ただし、発注者において優良業務の施工業者数がこれに満たない場合は、5者以上を入札参加可能者数としなければならない。

2 発注者において、入札参加可能者数が5者に満たない場合、他の発注機関における優良業務の施工業者を参加させることができる。

#### 第5条（優良入札の実施予定の公表）

発注者は、優良入札の実施予定をあらかじめ決定し、必要に応じて森林整備業務発注予定表により公表するものとする。

#### 第6条（報告）

発注者は、優良業務施工業者に係る発注状況報告書（第1号様式）を、県庁の事業主管課を通じて、森林再生課調整グループへ提出する。

#### 第7条（経過措置）

水源林管理委託業務の評定結果については、令和6年度においては令和5年度の評定結果を実績の対象とし、その後順次毎年度の評定結果を対象実績として加えながら、令和9年度までの4カ年間を導入期間として実施する。

#### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

#### 附則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

**参考** 「森林整備業務における条件付き一般競争入札の実施について（平成27年3月27日森第247号水・緑部長通知）」別紙1（4）

（4）森林整備業務における優良業務施工業者を対象とした条件付き一般競争入札について

森林整備業務において、森林整備業者の健全育成を図るとともに、優れた森林整備業者を評価し、優良業務の施工件数の増加と良質な森林整備業務の実施を目的に、優良業務施工業者を対象とした条件付き一般競争入札を実施する。

この入札への参加要件は、次のとおりとする。

①「神奈川県森林整備業務成績評定要領（平成18年4月1日施行、以下「評定要領」という。）」による評定結果が80点以上の業務（以下「優良業務」という。）を実施したもので県内に本店を有するものとし、発注年度より前の5年間の業務において1回以上優良業務を実施したことがあるもの。

②前号に定めた期間において、評定要領による評定結果が、65点未満の森林整備業務を実施したものは除く。